

平成 30 年 7 月 11 日

施設内の他害事故の被害者救済の必要について

社会福祉法人 柊の郷

1 当該事件

事件の概要：知的障害者施設内の利用者間の他害（傷害）事故・事件

訴えの提起：「損害賠償請求事件」 被害者が入所施設を被告として訴訟。

原告の主張は、①安全配慮義務違反による施設利用契約不履行責任、

②民法 714 条第 2 項の代理監督者の不法行為責任、2 つの構成

2 （負傷した）被害者の救済の必要性

- ・ 我国私法の原則：損害に対する加害者の金銭賠償主義

民法 417 条（契約責任）、民法 722 条（不法行為責任）

- ・ 市民社会の法 有責主義の原則と限界

責任無能力者による加害行為と被害者救済の可能性

→ 訴訟による個別的な判断 → 判決を予測する困難性

被害者の救済は訴訟の負担（時間と費用）と偶然性に左右される。

3 （負傷）被害者救済制度の現状

- ・ 労働災害における労災保険制度 ← 労働者災害補償保険法

「業務上の事由による負傷」 他人からの暴行は業務起因性あり

- ・ 公務災害における補償制度

← 国家公務員災害補償法・地方公務員災害補償法

「公務上の事由による負傷」 公務起因性

- ・ 学校事故における災害共済給付制度

← 独立行政法人日本スポーツ振興センター法

「学校管理下における児童生徒等の災害（負傷・）」

- ・ 産科医療補償制度

← 公益財団法人日本医療機能評価機構を契約者として、

民間損害保険会社と損害保険契約

「分娩に関連して発症した重度脳性まひ」の事故補償

- ・ 犯罪被害者給付制度 ← 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害

者等の支援に関する法律「犯罪行為により・・・重傷病・・・」

- ・ その他

4 知的障害者施設内の利用者間の負傷事故の現状と救済制度の必要性

制度の方向（立法など）と費用の負担